

平成30年5月21日

監査報告

社会福祉法人高木福祉会

監事 長谷川 成利 
監事 宿谷 泰弘 

平成29年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、監事長谷川成利は法人財務の分野を中心に、監事宿谷泰弘は法人事業の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁書類及び報告書を閲覧し、当法人の理事、職員から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、隨時説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

3 追記情報

会計方針の変更、重要な偶発事象はありません。

重要な後発事象として、平成30年3月期において通所型介護予防事業を廃止し、通所型介護予防拠点区分（悠々俱楽部あすなろ）を閉鎖する事象がありました。

以上